

第四十三号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第五十条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改める。

付則第五条を次のように改める。

第五条 削除

付則第六条の二第一項中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改める。

付則第十五条第一項中「この条に」を「この項に」に、「」については「を

」がある場合には、特例損失金額（同条第三項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、

以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について「に」、「当該

特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の下に「で当該損失

対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成二十三年」

を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中

「第一項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、

「この条に」を「この項に」に、「平成二十三年」を「当該親族資産損失額が生

じた年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条

第三項とする。

付則第十五条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第十五条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。）以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、付則第十条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第三十一条第一項「とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、付則第十一条第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、付則第十一条の二第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東

日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、付則第十二条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、付則第十条、付則第十一条、付則第十一条の二又は付則第十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十三条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十四条第一項の規定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

付則第十六条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「につき震災特例法」に、「附則第四十五条第二項」を「附則第四十五条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合

における付則第三条の五及び付則第三条の五の二の規定の適用については、付則第三条の五第一項中「法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第四項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、付則第三条の五の二第一項中「法附則第五条の四の二第五項」とあるのは「法附則第四十五条第四項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第五項」とする。

付則に次の一条を加える。

（個人の区民税の税率の特例等）

第十七条 平成二十六年から平成三十五年度までの各年度分の個人の区民税に限り、均等割の税率は、第十三条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第十四条の規定の適用については、「前条の規定によつて課する額」とあるのは、「前条の規定によつて課する額に五百円を加算した額」とする。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 付則第五条の改正規定及び次条第一項の規定 平成二十五年一月一日
 - 二 第五十条及び付則第六条の二第一項の改正規定並びに付則第三条の規定 平成二十五年四月一日
 - 三 第二十三条第一項ただし書の改正規定及び次条第二項の規定 平成二十六年一月一日
- （区民税に関する経過措置）
- 第二条 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の江戸川区特別区税条例第三十六条の二に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の江戸川区特別区税条例付則第五条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 2 改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）第二十三条第一項の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成二十五年分までの個人の区民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第十六条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成二十三年分までの個人の区民税については、なお従前の例による。
- （特別区たばこ税に関する経過措置）
- 第三条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであつた特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（説明）

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第一百零八号）等の制定及び改正に伴い、特別区民税の均等割の税率を引き上げるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。